

# **松平体育館ほか6施設空調設備（EHP）取得事業**

**実施要領**

**令和8年1月**

**豊田市**

## **松平体育館ほか6施設空調設備（EHP）取得事業**

### **実施要領**

#### **第1 事業の概要**

##### **1 事業の名称**

松平体育館ほか6施設空調設備（EHP）取得事業

##### **2 事業の目的**

松平体育館ほか6施設空調設備（EHP）取得事業（以下、「本事業」という。）は、スポーツ活動で使用する体育館及び武道場に空調設備を整備することにより、利用者にとって安全・安心で快適な環境を確保することを目的とする。

また、事業実施にあたっては、民間事業者の技術やノウハウを最大限活用し、早期の整備を実現させるため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

なお、本要領で使用する用語の定義は、別に定める「松平体育館ほか6施設空調設備（EHP）取得事業実施要綱」の規定による。

##### **3 事業の内容**

本事業は、豊田市（以下「市」という。）内、7施設「別表1－対象一覧」の空調設備の整備に係る提案を公募し、優秀と認められる提案を行った事業者を選定し、選定事業者が整備した空調設備を買い取るものである。

詳細については、別添「要求水準書」のとおりとする。

なお、本要領及び提出書類説明書（様式集）（以下「様式集」という。）に記載がない事項は、本要領等に対する事業者からの質問への回答による。

##### **4 提案限度額**

提案限度額は、金519,094,303円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、提案価格は提案限度額を超えないこと。

##### **5 事業の流れ**

- (1) 市は、空調設備整備に係る提案を公募し、優秀と認められる提案を行った事業者を選定する。
- (2) 市は、選定事業者との間で、本事業を実施するための基本的事項を定めた基本協定を締結する。
- (3) 選定事業者は、基本協定に基づき空調設備整備の設計を行い、設計が完了した後、設計図書等について市の承認を得る。
- (4) 市は選定事業者と空調設備の売買契約（以下「売買契約」という。）を締結し、選定事業者は、当売買契約に基づき、空調設備の整備を行う。
- (5) 市は、売買契約書（案）第5条に基づく売買契約を変更する必要が生じたときは、選定事業者と変更契約を締結する。

(6) 市は、空調設備整備完了後、売買契約書（案）第7条に基づく買取検査を行い、検査する空調設備に問題が無ければ、当該空調設備の引渡しを受ける。

## 6 選定事業者の業務

本事業において、選定事業者が行う業務は次のとおりとする。具体的な業務の内容及び詳細については、要求水準書を参照すること。

### (1) 「設計業務」

ア 空調設備等の設計業務（詳細調査、設置に必要な設計図、設計数量に関する資料作成、設計内訳書の作成）

イ その他附隨する業務

### (2) 「施工業務」

ア 空調設備等の施工業務

イ 安全対策

ウ その他附隨する業務

### (3) 「工事監理業務」

ア 空調設備等の工事監理業務（監理書類作成・品質管理等）

イ その他附隨する業務

### (4) 「その他共通業務」

ア 施設ごとの調査業務

イ 関係法令に基づく各種届出

ウ 国庫補助金請求のための資料作成等の支援（請求は市が行う。）

エ 完成図面、設計内訳書（最終）※の提出

※設計内訳書（最終）は、設計変更がない場合、当初の設計内訳書とする。

オ その他、本事業において必要となる業務

## 7 費用の負担

本事業における市及び選定事業者の費用負担は次のとおりとする。

### (1) 市の負担

選定事業者が行う各種調査、設計・工事監理・工事費など空調設備の整備・引渡しに関するもので、空調設備を買い取る上で必要な費用

### (2) 選定事業者の負担

上記（1）の市が負担する費用を除き、市が空調設備を買い取るまでの事業実施に要するすべての費用

## 8 市から貸与できる参考資料

本事業を進めるに当たり、貸与できる参考資料は次のとおりとする。なお、資料貸与は参加を希望する事業者にのみ提供し、本事業の検討のみに使用するものとする。貸与資料の取扱いは、協力者以外への配布を禁止とし、取扱いに注意すること。また、使用目的を終えた後には、データ消去を行うこと。

- (1) 対象施設別施設図（紙もしくは PDF 形式）（以下「施設図」という。）
- (2) 令和 6 年度電気代・ガス代一覧（PDF 形式）（以下「電気代・ガス代一覧」という。）

## 9 施設見学

参加を希望する事業者で、施設見学を希望する事業者には、全対象施設を対象とした施設見学期間を設ける。

### (1) 実施期間

見学申込期間：令和 8 年 1 月 14 日（水）から令和 8 年 2 月 10 日（火）まで

見学期間：令和 8 年 1 月 21 日（水）から令和 8 年 2 月 16 日（月）まで

### (2) 申込方法

施設ごとに、事業者が申し込みすること。なお、事業者にて各施設へ見学の調整連絡をし、決定した日程を、「現地確認（対象施設）報告書」（様式 1-1）を記入の上、見学申込期間中に、都市整備部建築事業推進課へ提出すること。

## 10 事業のスケジュール

本事業の実施期間は、基本協定締結日から引渡し完了までの期間とし、予定スケジュールは以下に示すとおりとする。

なお、空調設備の完成時期のスケジュールは選定事業者の提案に基づき決定するが、本事業における市への最終的な完了報告は令和 9 年 7 月 16 日（金）まで、引渡しは令和 9 年 7 月 30 日（金）までとする。

実施要領等の公表	令和 8 年 1 月 14 日（水）
参加表明に関する質問の受付	令和 8 年 1 月 14 日（水）～令和 8 年 1 月 21 日（水）
参加表明に関する質問への回答・公表	令和 8 年 1 月 23 日（金）
参加表明書の提出	令和 8 年 1 月 14 日（水）～令和 8 年 1 月 27 日（火）
参加表明資格審査結果通知	令和 8 年 1 月 30 日（金）
要求水準に関する質問の受付	令和 8 年 1 月 30 日（金）～令和 8 年 2 月 6 日（金）
要求水準に関する質問への回答・公表	令和 8 年 2 月 10 日（火）
施設見学申込期間	令和 8 年 1 月 14 日（水）～令和 8 年 2 月 10 日（火）
施設見学期間	令和 8 年 1 月 21 日（水）～令和 8 年 2 月 16 日（月）
提案書の提出	令和 8 年 2 月 17 日（火）午後 5 時まで
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和 8 年 2 月 26 日（木）
選定事業者の決定・通知	令和 8 年 3 月上旬（予定）
選定事業者の公表・基本協定締結	令和 8 年 3 月上旬（予定）

売買仮契約額の確定	令和8年7月31日（金）まで
売買仮契約	令和8年8月中旬（予定）
売買契約	令和8年9月下旬（予定） ※令和8年9月議会議決後
変圧器増設以外の空調設備設置・試運転調整	売買契約後～令和9年3月5日（金）
変圧器増設以外の完了報告	売買契約後～令和9年3月19日（金）
変圧器増設以外の買取検査	令和9年3月19日（金）～令和9年3月23日（火）
変圧器増設以外の引渡し	令和9年3月29日（月）
全ての空調設備設置・試運転調整	売買契約後～令和9年7月2日（金）
全ての完了報告	売買契約後～令和9年7月16日（金）
全ての買取検査	令和9年7月16日（金）～令和9年7月23日（金）
全ての引渡し	令和9年7月30日（金）

## 第2 空調設備整備の基本方針

### 1 空調設備整備方針

空調設備整備について、以下の整備方針に沿って整備するものとする。

#### (1) 安全・安心で快適な環境の実現

利用者が安全・安心で快適に活動できる環境を提供する。

#### (2) 経済的かつ良好な維持管理ができる設備導入

空調設備の長寿命化やメンテナンスの省力化に配慮した設備を導入する。また、空調設備整備により必要となる、設置・改良する附帯設備（受電設備等）にも同様の配慮を行う。

#### (3) 環境への配慮

エネルギー効率の高い機器を選定するとともに、室外機の効率的な配置により、機器の能力低減を抑える計画とする。また、空調設備整備により必要となる、設置・改良する附帯設備（受電設備等）にも、エネルギー効率の高い機器の選定を行う。

## 2 空調設備整備の基本条件

### (1) 基本事項

市内7施設の体育館・武道場に空調設備を整備する。

### (2) 詳細事項

各施設の熱源方式は、本要領「別表1－対象一覧」による。

また、受電設備の整備については、必要に応じて増設・改造での計画とし、整備の際は、停電による施設への影響を最小限とするように配慮すること。

詳細については要求水準書の以下の資料を参考とする。

- ア 対象施設一覧・工事スケジュール（別紙1）
- イ 機器設置位置図（別紙2）
- ウ 熱負荷計算書（別紙3）

### 3 要求性能水準

「要求水準書」参照

## 第3 応募者の要件

### 1 共通事項

#### （1）応募者の定義

応募者は、以下の要件を満たす1者単独の事業者（以下「単独事業者」という。）又は複数の事業者（以下「構成員」という。）で構成される連合体（以下「グループ」という。）とし、グループの場合は、応募その他の手続等を代表して行う事業者（以下「代表事業者」という。）を定めるものとする。

#### （2）参加資格

単独事業者又はグループは、下記に示す「2 参加資格要件」を満たすものとする。

#### （3）グループの構成員

ア 応募書類等の受付後は、原則として構成員の変更及び追加は認めないものとする。  
ただし、市がやむを得ないと認める場合（代表事業者を除く。）は、この限りでない。  
イ 構成員は、他の提案を行うグループの構成員となることはできない。

#### （4）その他

関係法令に基づく業務又は営業の停止等の処分を受けている者は、応募者となることはできない。

応募者が、応募書類の受付日以降に資格要件を欠く事態が生じた場合は、原則として失格とする。

ただし、市がやむを得ないと認める場合は、資格要件を欠く応募者の変更等（代表事業者を除く。）により、当該要件を満たすものとする。

## 2 参加資格要件

### （1）単独事業者

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。
- ウ 参加表明書の提出日から本事業の契約相手方の特定までの間、市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。

- 工 市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- オ このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、「別表2－資本関係又は人的関係について」に定める資本関係や人的関係がないこと（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ないものとする。）。
- カ 配置予定技術者や協力予定事業者等を含み、十分な業務実施体制が確保できること。なお、別途公告されている「豊田地域文化広場ほか7施設空調設備（GHP）取得事業」に並行して参加することは認めない。
- キ 公告日において、豊田市内に本店を有する者であること。
- ク 公告日において、令和6・7年度の豊田市入札参加資格（工事）を有する者であること。
- ケ 元請けとして、平成27年4月以降における空調設備の設置工事（1件あたりの契約金額4,300万円以上）の施工の実績（官民問わず完成したものに限る。）を有すること。
- コ 本事業において必要となる建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可を有する者であること。
- サ 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

## （2）グループ

代表事業者は、前項のア～コ、グループの構成員は、前項のア～カを満たした上で建築士法に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者で公告日において、令和6・7年度の豊田市入札参加資格（工事関係委託）を有する者であること。

なお、令和6・7年度の豊田市入札参加資格（工事関係委託）を有しない一級建築士事務所については、以下の書類を提出することで当資格を有する者とみなす。書類イ～オは、公告日において発行日より3か月以内のものとする（内容が鮮明であれば、写しも可とする。）。

- ア 建築士事務所登録の写し（建築士法に基づく登録をしている者であること）
- イ 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）  
(建築士事務所が法人として登記されていること。)
- ウ 納税証明書（国税）（未納が無いことの証明）
- エ 納税証明書（愛知県税）（未納が無いことの証明）
- オ 納税証明書（豊田市税）（未納が無いことの証明）

## 第4 応募の手続き

### 1 公募の方法

- （1）実施要領等の公表
- ア 公表日時：令和7年1月14日（水）

イ 公表方法：市のホームページ（以下「ホームページ」という。）で公表する。

（2）質問の受付及び回答

本事業に関する質問の受付及び回答は、以下のとおり行うこととする。

ア 提出方法：質問の内容を簡潔にまとめ、様式集に定める「質問書」（様式2）に記入し、電子メールにて下記提出先に提出すること。

イ 提出期間：（参加表明）令和8年1月14日（水）から令和8年1月21日（水）  
(要求水準) 令和8年1月30日（金）から令和8年2月6日（金）  
※期間最終日は午後5時15分必着のこと。

※要求水準に関する質問は、参加資格確認通知書にて参加資格を有するものに限る。

ウ 提出先：豊田市都市整備部建築事業推進課

E-mail : kenchikujigyou@city.toyota.aichi.jp

エ 回答：（参加表明）令和8年1月23日（金）

（要求水準）令和8年2月10日（火）

上記期限までにホームページで公表する。

## 2 応募の方法

参加表明及び応募書類の正本は押印のある原本（添付書類含む。）とし、副本は正本の写しとする。

（1）参加表明

本事業に対する参加の表明は、以下のとおり行うこととする。

ア 提出方法：様式集に定める様式3-1から様式3-5に必要事項を記入の上、正本1部、副本1部を用意し、持参により提出すること。

イ 提出期間：令和8年1月14日（水）から令和8年1月27日（火）まで

（午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで  
とする。ただし土日祝日を除く。）

ウ 提出先：豊田市都市整備部建築事業推進課

〒471-8501

愛知県豊田市西町3丁目60番地（西庁舎4階）

電話：0565-34-6953

エ 審査結果：令和8年1月30日（金）までに、電子メールにより参加資格確認通知書を送付する。

（2）提案書の提出

提案書の提出は、以下のとおり行うこととする。（参加資格確認通知書にて参加資格を有するものに限る。）

ア 提出方法：様式集に定める様式4-1から様式4-11（正本2部、副本8部）  
を用意し、持参により提出すること。ただし、副本8部については、様式4-1及び  
様式4-2に所在地、商号又は名称、代表者名を記載しないこと。なお、様式4-3  
から様式4-11は、Adobe PDF形式による電子ファイルにおいても提出する

こと。提出は CD・DVD 等のディスクを使用し、ウィルスチェックを実施した上で、盤面に事業者名（グループ名）を記載すること。

イ 提出日時：令和8年2月17日（火）午後5時まで

ウ 提出先：豊田市都市整備部建築事業推進課

〒471-8501

愛知県豊田市西町3丁目60番地（西庁舎4階）

電話：0565-34-6953

### （3）提出書類

応募者が作成・提出する応募書類は「別表3－提出書類リスト」とおりとする。

### （4）応募に当たっての留意事項

ア 実施要領の承諾

応募者は、本要領の記載内容を承諾した上で応募すること。

イ 費用負担等

応募書類の作成及び提出等の応募に関し、必要な費用は全て応募者の負担とする。

ウ 公正な執行

応募者は、公正に手続を執行しなければならない。なお、この執行が困難と認められる場合又はその恐れがある場合には、当該応募者を参加させないことがある。

また、後日不正な行為が判明した場合には、契約等を解除することがある。

エ 公募の中止・延期

公募が公正に実施することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、公募の実施を延期し、若しくは取り止めがある。

オ 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

（ア）応募資格がない者による応募

（イ）代表事業者以外の者による応募

（ウ）応募書類等に虚偽の記載をした者による応募

（エ）記名押印のない提案書による応募

（オ）誤字、脱字等により意思表示が不明確な応募

（カ）応募者及びその代理人が行った2以上の応募

（キ）その他募集に関する条件に違反した応募

### （5）提案書の取扱い

ア 著作権

（ア）本事業に関する提案書等の著作権は応募者に帰属する。ただし、事業者の選定に関する情報の公表、記録その他本事業の遂行に必要な範囲において、市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

（イ）選定事業者が本事業により作成する成果物に係る著作権の取扱いは、売買契約に定めるものとする。

（ウ）応募者は、提案書等に含まれる第三者の著作物について、公表、展示などの使用に関する当該第三者の承諾を得ておくこととする。

**イ 特許権等**

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等を用いた事業手法、工事材料・維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

**ウ 市の提示資料の取扱い**

市が提供する資料は、本件公募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

**エ 応募書類等の変更禁止**

応募書類等の変更はできない。ただし、提案書における誤字・脱字等の修正についてはこの限りでない。

**オ 応募書類等の返却及び情報公開**

提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。

**カ 使用言語、単位及び時刻**

本件公募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（昭和26年法律第207号）に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とする。

**(6) ヒアリング**

**ア 開催日時** 令和8年2月26日（木）午後1時から午後5時までのうち指定する40分間

**イ 開催場所** 豊田市役所 東庁舎6階 東65会議室

**ウ 備考** (ア) 提出された提案書等に基づき、1者40分（説明20分、質疑応答20分）とする。なお、参加者多数の場合は、質疑応答のみとすることがある。

(イ) 出席者は3名以内とする。

(ウ) 説明は、本業務に主に携わる者が行うものとする。

(エ) 説明は提出資料のみとし、追加資料の持込みは認めない。

(オ) プрезЕНтЕШИОН及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。

(カ) 全ての参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。

(キ) 指定された時間前に到着する場合は、控室（豊田市役所東庁舎7階 東72会議室）で案内を待つこと。

**3 選定事業者の決定**

**(1) 評価体制**

市は、中立かつ公正に事業者を選定することを目的として、選定委員会を設置し、別に定める事業者評価基準により、応募内容の評価を行う。

**(2) 評価方法**

**ア 評価と事業者の選定**

「豊田市地域体育館空調設備取得事業事業者選定基準」により、「表1 審査項目及び配点等」の（ウ）、（オ）については、事務局が採点し、（ア）、（イ）、（工）を選定委員が採点を行う。採点の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上のものとする。

イ 選定結果の公表

選定結果は、令和8年2月下旬に応募者に文書で通知し、併せてホームページ上で公表する（電話等による問合せは不可とする。）。

ウ 提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は最優秀提案者として選定しない。

工 最低基準点は、180点とする。

(3) その他

ア 市は、応募者が故意に選定委員に接触する等、不正行為を行ったと認められる場合は、当該応募者を選定対象から除外する。

イ 市は、事業者の選定過程において、応募者がいない場合、又は、いずれの応募者も実施要領で定める条件に満たない場合等、選定事業者の決定が困難であると判断した場合は、当該事業者を決定しないこととする。また、決定しない場合は、その旨を速やかに公表する。

ウ 選定結果通知後の辞退は認めない。なお、辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。辞退等があった場合は、次点提案者を選定事業者として決定する。

工 優先交渉権者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な要求水準書を作成する。要求水準書作成後、優先交渉権者を契約の相手方とし、提案価格を上限に見積徴取の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、優先交渉権者からの企画提案の内容の変更是、原則として認めないものとする。

オ 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。

- (ア) プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき。
- (イ) 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- (ウ) 契約条件に関する本市との協議が調わないとき。
- (工) 本市が最優秀提案者が本事業を遂行することが困難と判断したとき。
- (オ) 議会の議決が得られなかつたとき。

## 第5 その他

### 1 契約に関する事項

(1) 最優秀提案者として選定され、業者選定審査会で優先交渉権者として決定された者は、基本協定書を締結する。基本協定書締結後、設計業務完了をもって、当該売買契約を締結する。

(2) 設計業務が完了した際には、要求水準書の別紙①に示す書類を提出し、承認を得ること。

## 2 リスクに関する事項

### (1) 基本的な考え方

本事業においては、市と選定事業者が様々なリスクを適正に分担し、空調設備が短期間に一斉導入されることを優先するものとする。

### (2) 予想されるリスクと責任分担

一般的なリスクの内容並びに市及び選定事業者による分担の考え方は、「別表4－主要リスク分担表」のとおりとする。

## 3 その他必要な事項

### (1) 議会の議決

市と選定事業者による売買契約の締結に先立って、豊田市議会の承認を受けるものとする。なお、議会の承認が得られなかった場合、売買仮契約は解除する。また、市は、選定事業者が調査・設計のために掛かった費用を事業者に支払うものとする。

### (2) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、ホームページ等により適宜提供する。

### (3) 本事業における前払金、部分金については、売買契約書に定める。

### (4) 本事業に係る入札及び契約保証金は免除とする。

## 4 市の担当窓口

本事業に関する市の担当窓口は、以下のとおりとする。

豊田市都市整備部建築事業推進課

〒471-8501

愛知県豊田市西町3丁目60番地（西庁舎4階）

電 話：0565-34-6953／FAX：0565-33-2080

E-mail : kenchikujigyou@city.toyota.aichi.jp

ホームページ：「メニュー」→「市政情報」→「市の組織」→「都市整備部」→「建築事業推進課」→「建築事業推進課の入札案件公告等一覧」→「松平体育館ほか6施設空調設備（EHP）取得事業」

【別表1】対象一覧

No.	施設名	所在地	構造	対象面積 (m <sup>2</sup> )	熱源方式
1	松平体育館	豊田市久平町築場 31-25	RC	1,721.4	EHP
2	小原トレーニングセンター	豊田市市場町陣出 879	S	1,190.3	EHP
3	東山体育センター	豊田市宝来町 4-758-10	RC	952.0	EHP
4	運動公園体育館	豊田市高町東山 4-97	RC	2,080.5	EHP
5	柳川瀬公園体育館	豊田市畠部東町稻荷 25	RC	1,080.0	EHP
6	西部体育館	豊田市西新町 6-143	RC	2,008.9	EHP
7-1	旭総合体育館（体育館）	豊田市下切町平田 3014	RC	1,326.0	EHP
7-2	旭総合体育館（武道場）	豊田市下切町平田 3014	RC	343.5	EHP

## 【別表2】資本関係又は人的関係について

<b>(1) 資本関係</b>	<p>① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>② 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
<b>(2) 人的関係</b>	<p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</li> <li>ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</li> <li>ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役</li> </ul> <p>二 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者</p> <p>② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
<b>(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合</b>	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>

**【別表3】提出書類リスト**

<b>1 現地確認</b>		<b>様 式</b>
現地確認（対象施設）報告書		1-1
<b>2 質問書</b>		
参加表明に関する質問書		2-1
要求水準に関する質問書		2-2
<b>3 応募資格の適格審査</b>		
参加表明書		3-1
委任状 ※グループの場合		3-2
参加資格確認申請書兼誓約書		3-3
参加事業者構成表		3-4
構成員の変更申請書兼誓約書		3-5
<b>4 提案書</b>		
事業提案書類提出届兼誓約書		4-1
提案価格書		4-2
事業実施提案書1 「事業実施基本方針、事業実施体制」		4-3
事業実施提案書2 「設計及び施工のスケジュール等の実施可能性」		4-4
事業実施提案書3 「空調設備等の性能、機能」		4-5
事業実施提案書4 「施設の特性に配慮した整備計画」		4-6
事業実施提案書5 「維持管理に関する配慮」		4-7
事業実施提案書6 「環境負荷軽減への配慮」		4-8
事業実施提案書7 「現場の特性を踏まえた施工時の安全対策と施設運営への配慮」		4-9
事業実施提案書8 「利用停止期間への取組」		4-10
事業実施提案書9 「その他の提案」		4-11

【別表4】主要リスク分担表

リスクの種類	No	内容	負担者	
			市	事業者
実施要綱等	1	実施要綱等の各種公表文書の誤りや市の理由による変更に関するもの	○	
制 度 関 連	法令変更	2 本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○ ※ 1	
		3 本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
	税制変更	4 消費税及び地方消費税に関する変更	○	
		5 事業者の利益に課されるものの新設・変更		○
		6 上記4、5以外で、本事業に係る新税の成立や税率の変更	○	
	許認可等	7 事業管理者として市が取得するべき許認可の遅延	○	
		8 業務の実施に関して事業者が取得するべき許認可の遅延		○
	9 政策変更	政策変更（事業の取りやめ、施設統廃合、その他）等による事業への影響	○ ※ 2	
社会	住民対応	10 空調設備の設置及び事業方針に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応	○	
		11 事業者が行う調査、建設に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などへの対応		○
	環境	12 事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、周期、有害物質の排出など）に関する対応		○
	第三者 賠 償	13 事業者の行う業務に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合		○
		14 市の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償	○	
不可抗力	15	計画段階で想定していない（想定以上の）暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷など自然災害及び戦争、暴動その他の人為的な事象による空調設備の損害によるもの	○ ※ 3	○ ※ 3
経 済	資金調達	16 事業に必要な資金の確保		○
	物価変動	17 設計・設置段階の物価変更 (空調設備の整備費に関するもの)	○ ※ 3	○ ※ 3

リスクの種類	No	内容	負担者		
			市	事業者	
測量・調査	18	市が提供した資料に重大な誤りがあった場合	<input type="radio"/>		
	19	事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合		<input type="radio"/>	
	20	事業者が実施した測量、調査の結果、既存施設の構造等に当初想定できなかった重大な欠陥が発見された場合	<input type="radio"/>		
計画	21	事業者が実施した設計に不備があった場合		<input type="radio"/>	
	22	市の要望による設計条件の変更等を行う場合	<input type="radio"/>		
工事	工事費増加	事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増加		<input type="radio"/>	
		市の責めに帰すべき事由による工事費の増加	<input type="radio"/>		
	工事遅延	事業者の責めに帰すべき事由により、契約期日までに施設整備が完了しない場合		<input type="radio"/>	
		市の責めに帰すべき事由により、契約期日までに施設整備が完了しない場合	<input type="radio"/>		
工事監理		工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		<input type="radio"/>	
要求性能		工事完了後、市が実施する完成確認で要求性能に不適合の部分、施工不良の部分が発見された場合		<input type="radio"/>	
技術進捗		計画・設置段階における技術進歩に伴い、空調設備の内容に変更が必要となる場合		<input type="radio"/>	

### 【注釈】

- ※ 1 環境関連の基準変更によって導入設備への要求仕様が変更となった場合などについては、基本的に市が負担するが、事業者においても、変更後の要求仕様に適合させるための一定の努力を義務付ける。
- ※ 2 政策変更（事業の取りやめ、施設統廃合、その他）等による事業への影響により、事業者に追加費用が発生した場合、その費用は市が負担する。
- ※ 3 売買契約書（案）において示す。